

令和6年11月理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月25日（月） 15時02分 ～ 16時02分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 山 崎 章 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 播 磨 俊 郎 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 紙 田 英 明 |
| 同 | 篠 原 正 泰 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 同 | 樋 口 和 司 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 茂 松 茂 人 |
| 同 | 長 島 公 之 |
| 同 | 鈴 木 邦 彦 |
| 同 | 大 杉 和 司 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 平 川 則 男 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 加 瀬 勝 |
| 参 与 | 森 昌 平 |
- 4 議 題
- 1 議 事

公益代表役員の選任（案）
 - 2 報 告 事 項
 - (1) 地方組織監事監査結果報告（令和6年度上期）
 - (2) 地方組織総合監査結果報告（令和6年度上期）
 - (3) 基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰
 - (4) 支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表
 - (5) 特別審査委員会審査委員の委嘱

3 定例報告

- (1) 令和6年9月審査分の審査状況
 - (2) 令和6年10月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和6年10月理事会議事録の公表
- (配布資料) オンライン資格確認・マイナ保険証の利用実績

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として紙田理事、長島理事にお願いをする。

本日は、保険者代表の北原理事、被保険者代表の寺田理事が欠席である。また、現時点で診療担当者代表の鈴木理事が遅れて出席の予定である。この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、現時点で13名の出席を確認しているので、支払基金定款の規定により定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議事に入る。

初めに「公益代表役員の選任（案）」についてお諮りする。

公益代表役員の公募については、過日、役員選考委員会において書類選考及び面接選考が終了し、公益代表役員の候補者が決定されたとの報告を受けた。したがって、本理事会においては、役員の選任について議決をいただくこととするが、役員選任の審議に当たっては、厚生労働省出身者を役員に選任しようとする場合、同省出身の非常勤理事は参加できないこと、また、公益代表役員及び常任顧問についても除くこととされているので、保険者代表理事の2名、また、私を含む公益代表理事4名、公益代表監事及び常任顧問は、選任の審議が終了するまでの間、退席させていただく。

議長については、支払基金の定款上「理事長がこれに当たる。」とされているが、理事長及び専務理事が職務を遂行することができないときは、理事長がその職務を代理する理事を定めることとされていることから、議長を被保険者代表理事にお願いしたいと思うがよろしいか。

(異議なし)

それでは、事務局がご案内するので先ほど説明させていただいた役員等の皆様は退席をお願いします。なお、保険者代表理事は本日リモートでのご参加のため、一旦ご退席いただき、役員選任の審議が終わったら事務局から連絡するので再度ウェブ会議にご参加いただくようお願い申し上げます。

(公益代表理事、保険者代表理事2名、公益代表監事、常任顧問退席)

(被保険者代表理事)

ご指名を受けたので議長を務めさせていただきます。

それでは、公益代表役員の選任についてお諮りする。

本日は、ご多用の中、役員選考委員会委員長にご出席いただきており、このあと事務局から選考の経過について報告させていただいた後に、役員選考委員会委員長から選考結果及び選任理由等についてご報告いただきたいと思う。

(役員選考委員会事務局長)

まず、今回の公募の経緯であるが、スライド3をご覧ください。

今回の公募については、理事長、理事及び監事が本年12月から来年3月にかけて任期満了となることから、後任の役員の選任にあたり、公募を実施したところである。

次に公募期間及び応募状況であるが、公募は支払基金のホームページ等に掲載することにより、本年8月27日から9月27日までの1か月間実施し、その結果、3ポストに対し7名の応募があった。

スライド4の「役員選考委員会の開催状況等」をご覧ください。第3回選考委員会は、8月9日に開催し、今般の公募に係る募集要項に相当する職務内容書及び選考基準の決定などを行った。

第4回選考委員会は、持ち回り開催として10月9日から17日にかけて書類選考を実施し、履歴書、職務経歴書及び自己アピール文書から職務内容書に記載された能力・経験・資格について審査を行った。

その後、書類選考を通過した7名に対し、10月31日及び11月7日の2日間にわたって面接を実施し、面接終了後、役員選考委員会を開催し、面接評定結果を踏まえ、選考委員で合議の上、本理事会に提示する候補者各1名を決定していただいた。

(被保険者代表理事)

続いて、今般の理事長候補の選考結果及び選任理由について役員選考委員会委員長からご報告いただく。

(役員選考委員会委員長)

お手元に選考委員の名簿が配布されているが、このたびの支払基金役員の公募による選考については、この選考委員会で書類選考、面接を実施し、公益代表役員としてふさわしい者の選考に努めた。

本日は、選考委員会を代表して、委員長である私から選考の経過と結果

を説明申し上げる。

それでは、理事長候補についてご報告する。

理事長候補については、応募者が1名であった。したがって、過日、1名の面接を実施した結果、神田裕二氏を本理事会にご提示申し上げる。

神田氏を理事長候補として選任する理由であるが、一つ、理事長就任以来、3期にわたり組織のトップとしてリーダーシップを発揮し、令和2年3月の審査事務集約化計画工程表の決定から令和4年10月の審査事務集約まで改革全体を的確に統括管理し、その完遂を果たした実績があること。二つ、これまでの支払基金理事長としての経験を活かし、支払基金の今後の最大の課題である医療DXを担う組織としての抜本的改組へ向け、法案提出までの検討過程や国会審議等、的確に対応し職責を果たそうとする強い意欲・姿勢が感じられる。

以上のことから、選考委員会では、神田裕二氏を理事長候補として適任と判断し、本理事会に提示するのでご審議のほどよろしくお願いする。

なお、皆様のお手元に履歴書、職務経歴書及び自己アピール文書を配布しているので、ご審議の参考としていただき、ご審議の程よろしくお願いする。

（被保険者代表理事）

ただいま、選考委員会を代表して選考委員会委員長から神田裕二氏が理事長候補として提示された件について、質疑・意見等があれば承る。

（質疑・意見等なし）

役員の選任については、支払基金定款の規定により、理事会で選任するとされているので、この規定に基づき、神田裕二氏を理事として選任することとしてよろしいか。

（異議なし）

ただいま議決いただいたので、神田裕二氏を理事として選任させていただく。

続いて、医学・医術を担当する理事ポストの選考結果及び選任理由について、選考委員会委員長からご報告いただく。

（役員選考委員会委員長）

医学・医術を担当する理事ポストについては、応募者が2名であった。

したがって、過日、2名の面接を実施した結果、より高い評価を受けた山

本光昭氏を理事候補として本理事会にご提示申し上げます。

不合格とした1名については、医療保険制度に関する知識や医学・医術に関する能力・経験は有するものの、支払基金規模の組織を管理するマネジメントの経験がなく、理事として改革を実施していくに当たっての実行力はないと判断した。

一方、山本氏を医学・医術を担当する理事候補として選任する理由であるが、一つ、理事就任以来、2期にわたって理事長を補佐し、医学・医術を担当する理事として全国の審査委員との信頼関係を構築し審査結果の不合理な差異解消の取組に責任感をもって取り組んできた実績があること。二つ、これまでの理事としての経験を活かし、引き続き、審査結果の不合理な差異解消の取組を深化させるとともに、医療DXを担う組織としての抜本的改組へ向けて、常勤理事としての職責を果たそうとする強い意欲・姿勢が感じられる。

以上のことから、選考委員会では、山本光昭氏を理事候補として適任と判断し、本理事会に提示するのでご審議のほどよろしくお願いする。

（被保険者代表理事）

ただいま、山本光昭氏が理事候補として提示された件について、質疑・意見等があれば承る。

（質疑・意見等なし）

先ほど申し上げた支払基金定款の規定に基づき、山本光昭氏を理事として選任することとしてよろしいか。

（異議なし）

ただいま議決いただいたので、山本光昭氏を理事として選任することとする。

続いて、監事候補の選考結果及び選任理由について、役員選考委員会委員長からご報告いただく。

（役員選考委員会委員長）

監事ポストについては、4名の応募があった。

したがって、過日、4名の面接を実施した結果、最も高い評価を受けた宮田晶子氏を監事候補として本理事会にご提示申し上げます。

不合格とした3名のうち1名については、前回の理事の公募に引き続く応募者であったが、医療保険制度や支払基金改革、支払基金全般に関して、

勉強不足であるという意見が多数あり、また、残る2名のうち1名については、監査業務の経験は有するものの、医療保険制度に関する知識が乏しく、支払基金全般に関して勉強不足であるという意見が多数あった。

さらにもう1名については、医療保険の知識は浅いが、受け答えから安定感や安心感といった全体的なバランスを評価する意見もあったが、監査経験が乏しく、支払基金の監事としては適任ではないと判断した。

一方、宮田氏を監事候補として選任する理由であるが、一つ、大手監査法人において、会計監査及び業務監査を担当した経歴に加え、民間企業において培った組織運営や経営全般にわたる経験や知見、人事労務、会計経理領域に関する幅広い知識を有していること。二つ、平成30年から慶応義塾大学大学院において病院経営学講座の助手を務め、医療保険制度に深い関心を持っていること。三つ、これらのことから、適正かつ効率的な業務運営の実現に向けて監査を遂行しようという誠実さを感じられたこと。

以上のことから、選考委員会では、宮田晶子氏を監事候補として適任と判断し、本理事会に提示するのでご審議のほどよろしく願います。

（被保険者代表理事）

ただいま、宮田晶子氏が監事候補として提示された件について、質疑・意見等があれば承る。

（質疑、意見等なし）

それでは、支払基金定款の規定に基づき、宮田晶子氏を監事として選任することとしてよろしいか。

（異議なし）

ただいま、議決いただいたので、宮田晶子氏を監事として選任することとする。

役員の選任については、支払基金法において「厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」とされているので、本日の理事会で議決していただいた3名について直ちに厚生労働大臣に認可申請することとする。

これをもって公益代表役員の選任についての議決を終了する。

役員選考委員会委員長におかれては、ご多用の中、選考委員会の審議、そして本日の理事会へのご出席、誠に感謝申し上げます。

それでは、役員選考委員会委員長にはここで退室いただく。

(役員選考委員会委員長退室)

ここで退席されている公益代表役員、常任顧問、保険者代表理事に理事会にお戻りいただくこととするので、しばらくお待ち願いたい。

(公益代表理事、保険者代表理事2名、公益代表監事、常任顧問入室)

それでは、皆様お戻りになられたので、選考結果についてご報告する。

理事長候補者については神田裕二氏、医学・医術を担当する理事候補者については山本光昭氏、監事候補者については、宮田晶子氏が役員選考委員会委員長から提示され、議決された。以上が選考結果である。

この後の議事進行は、理事長にお願いする。

(理事長)

報告事項(1)「地方組織監事監査結果報告（令和6年度上期）」について、公益代表監事から報告をする。

(公益代表監事)

令和6年度上期の地方組織監事監査結果について、ご報告する。

スライド16をご覧ください。

令和6年度上期の監事監査については、中四国ブロックの記載のとおりセンター・分室、事務局の実査を行った。その状況についてご報告する。

まず、組織運営状況についてだが、センター・分室では、組織集約後2年を経て出身組織の異なる職員の融和・業務処理の統一が進み、また事務局では、各業務における属人化の解消が一定程度図られてきているなど、各組織とも、残業時間の逡減にも示されるように、運営状況は全般としては安定してきていると見受けられた。

運営方針・行動計画なども各組織内に着実に根づいてきているものと思われる。

ただ、行動計画については、組織内での伝達・連絡方法の改善や職員への繰り返しの説明・働きかけ、職員の参画意識を高める役割・機会の付与などを通じて、職員全員が理解を深め、共通の課題認識を持つ組織にしていくための、引き続きの取組が必要であると思われる。

同時に、各職員の日常の業務遂行に即した役立つツールとなるよう、記載内容や資料構成等についても工夫の余地があるように感じられたところである。

ブロック幹部会議については、各ブロックにて毎月行われているが、この会議を通じて各種情報・取組の共有化が行われ、各組織の取組の高度化

につながってきている。ただ、課題分析の視点・手法については、底上げが図られてきているものの、課題対応の手法については、各組織とも試行錯誤しながら行っているところであり、好取組事例を体系的に整理して提供するなど、より効率的・効果的に各組織のレベルアップを図っていく取組が基金全体としても必要ではないかと考える。

次に、スライド17をご覧ください。

業務運営状況についてである。組織目標への取組、再審査請求への対応は着実に進展が図られ、また審査の差異解消に向けた取組についても、各組織とも取組の枠組、段取り、スケジュールや各職層に求められる役割を明確にする中、昨年度に比べ、大幅に進んできているものと見受けられた。

一方で、審査業務を行うセンター・分室職員とロケーションが離れた単独事務局審査委員会との連携・コミュニケーションの希薄化を避けるために腐心しているとの声に多く接したところである。連携・コミュニケーションを図るためのツール整備や活用方策の検討などに加えて、職員の取るべき行動の明確化や意識の改善につき、引き続きの取組をお願いしたいと思う。

返戻・発送業務については、事故ゼロは業務運営上の最重要課題の一つという意識の徹底が図られてきている。引き続き職員のさらなる意識の向上と併せ、事故ゼロに向けた取組をお願いするところである。

最後に、その他の所感・気づきとして2点を挙げている。

一点目は、管理職に関することである。管理職は組織運営の要となる職層であり、職員一人一人の経験・能力を踏まえたマネジメントスキルを持ち、配下の職員の模範・憧れとなるような存在であることが理想であるが、現状では課題も多いように見受けられる。業務管理上の押さえておくべきポイントや職員への指示・コミュニケーションの取り方についてまとめた管理職マネジメントマニュアルといったものを整備し、研修機会の提供と併せて、意識の持ち方や行動の改善、機能発揮レベルの向上を図っていくといった取組も必要ではないかと考えるところである。

二点目は、定年後再雇用の職員の職務に関することである。定年後再雇用の職員については、受付・発送業務などの臨時職員の代替的な業務から、事業管理系の業務や審査委員会の応需など、その人数の増加に伴い業務範囲が拡大してきている。ただ、今後もまだ増加する見込みであることから、スキル・経験のある職員にはセンター・分室の若手職員の指導的な職務を与えるなど、当該層の働く意欲の向上も視野に入れた職務付与の在り方をご検討いただければと思う。

(理事長)

ただいまの「地方組織監事監査結果報告（令和6年度上期）」について、

質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がないようであれば、続いて、報告事項(2)「地方組織総合監査結果報告(令和6年度上期)」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

地方組織総合監査結果報告(令和6年度上期)に係る、
・令和6年度監査方針(地方組織総合監査)
・令和6年度(上期)地方組織総合監査の実施状況
・監査結果概要
について説明。

(理事長)

ただいまの「地方組織総合監査結果報告(令和6年度上期)」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がないようであれば、次に報告事項(3)「基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰」、(4)「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表」、(5)「特別審査委員会審査委員の委嘱」の3件について、一括して事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰
支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)の公表
特別審査委員会審査委員の委嘱
について説明。

(理事長)

ただいまの報告事項(3)から(5)までについて、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がなければ、続いて、定例報告に移る。定例報告(1)「令和6年9月審査分の審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和6年9月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和6年9月審査分の審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(2)「令和6年10月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和6年10月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和6年10月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)「令和6年10月理事会議事録の公表」について報告をする。

10月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である小林理事、大杉理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

例月だと厚生労働省が毎月公表しているオンライン資格確認・マイナ保険証の利用実績の資料を添付させていただいているところであるが、資料の入手が遅れているため、後日配付をさせていただくこととする。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とする。

次回の理事会は、12月16日月曜日、理事会終了後、懇談会を開催する予定としているので、通常より1時間遅らせて午後4時から開催させていただく予定としているので、よろしくお願い申し上げます。

令和6年11月25日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 紙 田 英 明

被 保 険 者 代 表 理 事 小 林 司

診 療 担 当 者 代 表 理 事 長 島 公 之